

記録



取引等の記録の作成・保存

米・米加工品（注1）を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
- ・保存期間は原則3年。

（注1）本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀（玄米・精米・ふるい下米等）
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。



記録事項 | 品名、産地（注2）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

（注2）産地の記録の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

◆記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書（控）

お客様コード 00000000

売上

伝票 No.000000000

〒□□□-□□□□

東京都〇〇区〇〇-〇〇

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000

毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

受注日〇〇年〇〇月〇〇日

指図日〇〇年〇〇月〇〇日

納品先

納品日〇〇年〇〇月〇〇日

書面、電子媒体のいずれでも可能です。
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等（これらの組み合わせを含む。）でも可能です。

年月日：搬入・搬出した日

（困難な場合は、受発注日等でも可。）

搬出入した場所

（取引先住所と異なる場合に記載。）

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載（上記（注2）を参照。）

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。（義務化は「米・米加工品」のみ。）

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産コシヒカリ（10kg）	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計合計			XXXXXX
指図 No,		消費税等			XXXXXX
		納品重量計			XXXXXXXXXX

〇〇〇〇株式会社 〇〇本社
〒□□□-□□□□ 担当者 ××××
東京都〇〇区〇〇-〇〇 TEL: 03-0000-0000
FAX: 03-0000-0000